

平成 30 年 5 月 16 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780248

研究課題名(和文)わが国損益計算書における損益項目の表示区分操作に関する研究

研究課題名(英文)Classification Shifting in Japanese Income Statement

研究代表者

木村 晃久(KIMURA, Akihisa)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：80585753

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の主題は、日本の損益計算書を対象として、経常利益をターゲットとした損益の区分シフトと呼ばれるタイプの利益マネジメントが経営者によっておこなわれているか否か、また、経営者によっておこなわれている損益の区分シフトによって投資家が誤導されるか否かについて検証をおこなうことである。結果は、経営者がさまざまなタイプの損益の区分シフトをおこなうこと、また、そのような損益の区分シフトに投資家が誤導されないことを示唆するものであった。

研究成果の概要(英文)：The themes of this research are to test whether the managers manage ordinary income by classification shifting, and whether the investors are misled by classification shifting executed by the managers. The results of this research using Japanese income statement and stock price data imply that the managers actually execute various types of classification shifting, and that the investors are not misled by these types of classification shifting executed by the managers.

研究分野：会計学

キーワード：損益の区分シフト 損益の表示区分操作 利益マネジメント 価値関連性 利益の質 財務会計

1. 研究開始当初の背景

日本の会計基準に準拠して作成される損益計算書では、経常利益と特別損益を区分して開示することが強制されている。これにたいし、米国の会計基準に準拠して作成される損益計算書では、近年、異常項目の区分表示が廃止されたほか、特別項目については、強調して表示するか否かは任意である。また、国際会計基準に準拠して作成される損益計算書では、異常項目の区分表示は認められていないが、現在進行中の基本財務諸表プロジェクトにおいて、非経常項目の区分表示をすることが提案されている。

上述した特別損益、異常項目、特別項目、非経常項目といった損益項目は、すべて一時的な性格をもつものである。それにもかかわらず、これら一時的な損益項目にたいする制度上の取り扱いが、基準設定主体や時代によって異なっている。なぜ、このようなことが起こっているのか。これが本研究をおこなうさいの出発点となっている。

2. 研究の目的

一時的な損益項目にたいする制度上の取り扱いが、上述したように異なる理由としては、以下の2つの見解が真っ向から対立していることにある。ひとつは、一時的な損益を区分して表示することで、財務諸表利用者（とくに投資家）にとって有用な情報が提供できるというものである。もうひとつは、一時的な損益を区分して表示することを認めることで、経営者に損益の表示区分操作（以下、「損益の区分シフト」と呼ぶ。）の機会をあたえてしまうことになり、それによって投資家が誤導される可能性があるというものである。

ここで、損益の区分シフトとは、ある区分（たとえば、営業外費用）に計上すべき損益を別の区分（たとえば、特別損失）に計上することで、ターゲットとなるサブトータルの利益（たとえば、経常利益）の金額を調整することである。これは、実体上の利益マネジメントや損益の期間配分操作とは異なる、第3の利益マネジメントとして、近年学界で注目を浴びるようになったものである。

経営者は損益の区分シフトをおこなう機会があっても、実際にそれをおこなうかどうかはわからない。これは実証的にあきらかにすべき課題である。本研究の目的のひとつは、日本の損益計算書を対象として、主に経常利益をターゲットとした損益の区分シフトが経営者によっておこなわれているか否か、その実態をあきらかにすることである。

また、実際に経営者が損益の区分シフトをおこなっていたとしても、それによって投資家が誤導されない限り、一時的な損益を区分して表示することを否定する根拠とはならない。これもまた実証的にあきらかにすべき課題である。本研究のもうひとつの目的は、損益の区分シフトがおこなわれている場合、

それによって投資家が誤導されてしまうことがあるか否かについて、実証的な検証をつうじてあきらかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 経営者が損益の区分シフトを実行した場合、操作手段となる損益項目（たとえば、特別損失やその内訳項目である減損損失）の規模や頻度に特徴的な傾向が表れる。そこで本研究では、そのような特徴的な傾向がみられる企業グループに着目し、操作対象となる経常利益に、損益の区分シフトがおこなわれた場合に達成されると考えられる傾向が確認できるか否かを、平均値のグループ間差異を検証する一元配置分散分析などの統計的手法によって分析している。

(2) 損益の区分シフトがおこなわれている場合、それによって投資家が誤導されてしまうことがあるか否かについては、1株当たり利益(E)と株価(P)の関連性のグループ(D)間差異を検証する回帰モデルである、以下の利益資本化モデルをもちいる。

$$P = \alpha + \beta E + \gamma E \times D + \epsilon$$

利益と株価の関連性を表す偏回帰係数である利益反応係数(ERC)のグループ間差異は、上式の β の符号と統計的有意性をみればよい。企業グループについては、(1)で確認したような損益の区分シフトがおこなわれている場合に表れる特徴的な傾向をもっている企業グループと、そうではない企業グループに分割したうえで、検証をおこなうことになる。

なお、上式の β の符号と統計的有意性をみただけでは、投資家が誤導されているか否かが判然としない場合がある。そこで、本研究では、追加的検証として、将来利益の予測能力についても、上式の被説明変数を翌期の1株当たり利益に変更した回帰モデルを利用して、併せて検証をおこなっている。

4. 研究成果

(1) 経営者は、固定資産の償却不足の状態を継続的に作り出すことにより、経常費用のひとつである減価償却費の一部を、特別損失である減損損失や固定資産処分損として計上するタイプの継続的な損益の区分シフトをおこなうことができる。本研究では、経営者がそのような継続的な損益の区分シフトをおこなっているか否かについて、上述した方法をもちいて検証をおこなった。結果は、経営者が実際に償却不足を利用した継続的な損益の区分シフトをおこなっていることを示唆するものであった。

また、経営者は、大規模な減損損失を計上することにより、経常費用のひとつである減価償却費の一部を、特別損失として先取り計上することができる。これは、会計期間をまた

ぐ損益の区分シフトといえる。そこで本研究では、経営者がそのような会計期間をまたぐ損益の区分シフトをおこなっているか否かについて、上述した方法をもちいて検証をおこなった。結果は、経営者が実際に減損損失を利用した会計期間をまたぐ損益の区分シフトをおこなっていることを示唆するものであった。

なお、これらについては、『横浜経営研究』第36巻第1号に「減損損失の認識頻度とタイミングの企業間差異」として公表している。

(2) 経営者は、営業外損益と特別損益の双方に区分可能な項目である「区分選択項目」を利用した損益の区分シフトをおこなうことで、経常利益の金額を操作することができる。本研究では、区分選択項目のひとつである「固定資産処分損益」に着目し、これを利用した損益の区分シフトがおこなわれているか否かについて検証をおこなった。結果は、経営者が実際に固定資産処分損益を利用した損益の区分シフトをおこなっていることを示唆するものであった。

なお、これについては、『横浜経営研究』第37巻第3・4号に「わが国損益計算書における固定資産処分損益の区分シフト」として公表している。

(3) 本研究では、(1)であきらかになった償却不足を利用した継続的な損益の区分シフトにたいして、投資家が誤導されるか否かについても、上述した方法をもちいて検証をおこなった。結果は、投資家は償却不足を利用した継続的な損益の区分シフトに誤導されないことを示唆するものであった。

なお、これについては、『横浜経営研究』第37巻第2号に「固定資産の償却不足に対する投資家の評価」として公表している。

(4) 本研究では、(1)であきらかになった減損損失を利用した会計期間をまたぐ損益の区分シフトにたいして、投資家が誤導されるか否かについても、上述した方法をもちいて検証をおこなった。結果は、投資家は減損損失を利用した会計期間をまたぐ損益の区分シフトに誤導されないことを示唆するものであった。

なお、これについては、『会計』第188巻第4号に「減損会計情報の価値関連性」として公表している。

(5) 本研究では、個別の損益項目に限定せず、特別損失を総合的に利用した損益の区分シフトの実態についても検証をおこなった。結果は、経営者が特別損益を利用した損益の期間配分操作をおこなうのみならず、損益の区分シフトについても、相当程度の割合で実行していることがあきらかになった。

なお、これについては、『横浜経営研究』第37巻第1号に「特別損益の計上パターン

と利益マネジメントの関係」として公表している。

(6) 本研究では、(5)であきらかになった特別損失を利用した損益の区分シフトのうち、継続的な損益の区分シフトにたいして、投資家が誤導されるか否かについても、上述した方法をもちいて検証をおこなった。結果は、投資家は特別損失を利用した継続的な損益の区分シフトに誤導されないことを示唆するものであった。

なお、これについては、『会計』第190巻第5号に「経常的特別損失に対する投資家の評価」として公表している。

(7) 最終年度には、上述した(1)～(6)の研究のほか、これ以前に公表してきた損益の区分シフトにかんする研究について、サンプルを最新のものに入れ替え、検証方法をブラッシュアップしたものを、博士論文『区分式損益計算書における損益の区分シフト その実態と株価への影響』としてまとめ、東京大学へ提出した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

木村 晃久、「実証分析 減損損失に対する投資家の反応と評価」、『証券アナリストジャーナル』、査読無、Vol. 55、No. 11、2017、pp. 24-32

木村 晃久、「わが国損益計算書における固定資産処分損益の区分シフト」、『横浜経営研究』、査読無、Vol. 37、Nos. 3-4、2017、pp. 103-125

木村 晃久、「経常的特別損失に対する投資家の評価」、『会計』、査読無、Vol. 190、No. 5、2016、pp. 563-575

木村 晃久、「固定資産の償却不足に対する投資家の評価」、『横浜経営研究』、査読無、Vol. 37、No. 2、2016、pp. 193-205

木村 晃久、「特別損益の計上パターンと利益マネジメントの関係」、『横浜経営研究』、査読無、Vol. 37、No. 1、2016、pp. 155-179

木村 晃久、「減損会計情報の価値関連性」、『会計』、査読無、Vol. 188、No. 4、2015、pp. 483-495

木村 晃久、「減損損失の認識頻度とタイミングの企業間差異」、『横浜経営研究』、査読無、Vol. 36、No. 1、2015、pp. 105-132

〔学会発表〕(計6件)

齋藤 真哉、特別委員会報告「企業会計制度設計に関する総合的研究」(中間報告)日本会計研究学会第76回大会、2017

木村 晃久、「日本企業による損益の区分シフト その実態と株価への影響」、現代

会計フォーラム第 62 回、2017

木村 晃久、「経常利益と特別損益：表示区分の裁量性と有用性」、現代会計フォーラム第 61 回、2016

木村 晃久、「減損損失累計額が利益の価値関連性にあたる影響」、日本会計研究学会第 74 回大会、2015

木村 晃久、「損益の計上区分操作と利益の価値関連性 有形固定資産の償却不足を題材として」、日本ファイナンス学会第 23 回大会、2015

木村 晃久、The Value Relevance of Ordinary Income and Special Items: the Information Effects of Classification Shifting by Underdepreciation of Fixed Assets、International Conference on Accounting 2015 (ICOA 2015)、2015

〔その他〕

ホームページ等

研究者詳細

http://er-web.jmk.ynu.ac.jp/html/KIMURA_Akihisa/ja.html

6．研究組織

(1)研究代表者

木村 晃久 (KIMURA, Akihisa)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：80585753